

第 19 回 日米欧中韓五大特許庁（IP5）長官会合

—AI 分野の新協力枠組み合意（2026 年 6 月・東京）：状況整理と今後予測—

Claude Opus 4.8

作成日：2026 年 6 月 24 日

要旨

2026 年 6 月 12 日、日本国特許庁（JPO）のホストにより東京で開催された第 19 回日米欧中韓五大特許庁（IP5）長官会合の最大の成果は、2021 年策定の「新技術・AI 分野の協力に関する作業ロードマップ」が 5 年を経過した節目に、**AI 分野の協力を実務レベルで推進する新たな作業部会（ワーキンググループ）の立ち上げに合意した点にある**。ただし、新作業部会の正式名称・所掌・スケジュール・リード庁、及び既存の NET/AI タスクフォースとの関係は、公式発表では明示されていない。¹²

今回の合意文書は独立した「共同声明（Joint Statement／Communiqué）」ではなく、ホスト庁（JPO／経済産業省）の成果プレスリリースが事実上の一次情報である。IP5 公式サイトは概要記載にとどまり、独立した EPO 等の公式リリースは本調査時点で確認できなかった。¹³

発明者性（inventorship）については、五庁とも「自然人に限る」で既に事実上収斂している（DABUS 関連訴訟は各庁・各国裁判所で否定的判断が確定的）。一方、AI 関連発明の進歩性・特許適格性・開示要件の**運用は庁ごとに差があり、ここが新作業部会の実務調和の主戦場**になると見込まれる。日本企業は当面、出願時における人間の貢献の記録化と、特許審査ハイウェイ（PPH）の活用が実務上の最優先事項となる。⁶¹⁰¹¹

1. 会合の基本事実と一次情報の所在

開催日は 2026 年 6 月 12 日（金）、東京、JPO ホスト。会期は 6 月 10 日（五極ユーザ会合）、6 月 11 日（五庁長官・ユーザ会合）、6 月 12 日（長官会合及び PPH20 周年記念フォーラム）の 3 日間である。¹¹⁵

参加機関とトップ

- ・ 日本国特許庁（JPO）：河西康之長官
- ・ 米国特許商標庁（USPTO）：ジョン・スクワイアーズ長官
- ・ 欧州特許庁（EPO）：アントニオ・カンピーノス長官

- ・ 韓国知識財産処（MOIP、旧 KIPO）：キム・ヨンソン処長
- ・ 中国国家知識産権局（CNIPA）：張志成副局長（オンライン参加）
- ・ オブザーバー：世界知的所有権機関（WIPO）リサ・ヨルゲンセン事務局次長 ほか

一次情報としては、経済産業省／特許庁による 2026 年 6 月 15 日付発表が最も権威ある資料である。正式な独立共同声明（Joint Communiqué）は公表されておらず、IP5 公式サイトの記事は概要にとどまる。本レポートは、この公式発表を起点に、各庁の最新動向（二次情報を含む）を照合して構成している。¹²³

2. 公式に合意された 3 つの成果

(1) 新技術・AI ロードマップ（2021 年策定）の進捗確認と、AI 分野における新たな協力方向への合意。これに基づき、AI 協力を議論する新作業部会を立ち上げ、審査運用・手続・審査結果の相互利用の推進など実務レベルの検討を進める。¹

(2) 五庁協力枠組みの改善。作業部会間の役割重複の解消、調整・手続の簡素化、会合構成の最適化を進めることに合意した。¹

(3) AI 時代における五庁の役割に関する意見交換と、「責任ある AI の利用」についての共通認識の形成。前日のユーザ会合での議論を踏まえたものである。¹¹⁵

3. 新「AI 作業部会」の性格 — 判明範囲と不明点

公式発表で確認できるのは、「AI 分野の協力を議論する作業部会を立ち上げ、実務レベルでの検討を進める」という記述である。一方で、**正式名称・所掌範囲・初会合時期・リード庁、及び既存の IP5 NET/AI タスクフォースとの関係（統合か併存か）は、いずれも未公表**である。現行の IP5 作業部会構成は、WG1（分類）、WG2（情報）、WG3（審査）、PHEP（制度調和）、StatWG（統計）に、AI 関連の比較資料を作成する NET/AI タスクフォースを加えた体制である。新作業部会は、この既存体制の中に AI をコア協力分野として正式に位置づける転換点と評価できる。¹¹⁴

4. AI 関連発明 — 発明者性は収斂、運用は分岐

発明者性（自然人限定）については五庁の立場が一致している。米国 *Thaler v. Vidal*（CAFC 2022）、EPO J 8/20・J 9/20（2021 年 12 月）、日本 知財高裁 2025 年 1 月 30 日判決、韓国 ソ

ウル高裁判決、CNIPA「AI 関連発明特許出願ガイドライン（試行）」（2024 年 12 月）のいずれも、発明者を自然人に限る判断・運用を採っている。⁶¹⁰¹¹⁸

他方、特許適格性・進歩性・開示要件の運用には庁差が大きい。USPTO は 2024 年 2 月の AI 支援発明発明者性ガイダンスを **2025 年 11 月 28 日付の改訂版で全面的に置換**し、単独自然人発明者への Pannu 要素分析を廃止、AI を単なる支援ツールと位置づけて伝統的な conception（着想）基準を一律適用する方向へ転換した。CNIPA は 2026 年 1 月 1 日施行の審査指南改正で、AI モデルの構成・学習手順・パラメータ等の明細書記載を求めるなど開示・進歩性の要件を厳格化した。JPO は AI 関連審査事例を追加し（審査ハンドブック附属書 B）、運用の予見可能性向上を図っている。⁶⁷⁹⁵

庁	発明者性	適格性・進歩性・開示の運用
USPTO	自然人限定（Thaler）	2025 年 11 月改訂で Pannu 要素分析を廃止。AI をツール視し、conception 基準を一律適用。
EPO	自然人限定（J 8/20）	AI 支援発明の適格性は COMVIK アプローチ（混合発明の進歩性）で対応。
JPO	自然人限定（知財高裁 2025 年 1 月）	AI 関連審査事例を追加。知財推進計画で発明者性・出願人適格を論点化。
MOIP（韓国）	自然人限定	訓練データ・前処理・モデル構成等の具体的記載がなければ進歩性否定の運用。
CNIPA	自然人限定	2024 年 12 月ガイドラインで AI を 4 類型に分類。2026 年 1 月施行改正で開示・進歩性を厳格化。

5. 韓国 KIPO→MOIP 昇格、PPH 20 周年、技術協力

(1) 韓国知識財産処（MOIP）への昇格

2025 年 10 月 1 日、政府組織法改正により韓国特許庁（KIPO）が韓国知識財産処（MOIP, Ministry of Intellectual Property）に昇格し、国務総理室直属となった。従来は産業通商資源部の外庁であり、IP 政策のコントロールタワー化と IP 取引・事業化部門の新設が狙いである。この昇格は IP5 の枠組みにも既に反映されている。¹²¹³

(2) 特許審査ハイウェイ（PPH）20 周年

PPH は 2006 年に JPO-USPTO 間で世界初開始され、現在は約 56 庁のネットワークに拡大して

いる。記念フォーラムは五庁・WIPO・IP5 Industry に加え、カナダ知的財産庁（CIPO）・英国知的財産庁（UKIPO）も参加し、「Tracing the Path and Envisioning the Future of PPH」をテーマに議論が行われた。IP5 PPH パイロットは 2029 年初頭まで延長されており、第一庁での許可可能クレーム取得後に後続庁で早期審査を取りに行く戦略の基盤は安定している。¹⁵¹

(3) 技術協力プロジェクト

グローバルドシエ（GDTEF、事前入力機能・プッシュ型活用）、グローバルアサイメント（リード庁 USPTO・MOIP）、電子署名の調和等が議論された。JPO からは、生成 AI を活用した自動生成・自動付与型検索インデックス「GAIA-Index」が紹介され、五極ユーザの関心を集めた。GAIA-Index は付与のばらつき低減と技術動向変化への迅速対応を狙うもので、J-PlatPat 上での検索が順次拡張されている。¹⁴⁴

6. 会合の位置づけ（過去会合との比較）

IP5 長官会合は 2007 年以降毎年開催されている。第 15 回（2021 年）で NET/AI ロードマップを策定、第 16 回（2023 年、USPTO ホスト）で持続可能性を反映した新ビジョンステートメントを採択、第 18 回（2025 年、CNIPA・天津）は IP の利活用・事業化がテーマであった。今回の第 19 回は、ロードマップ 5 年経過の棚卸しと、AI をコア協力分野へ格上げする転換点と位置づけられる。五大庁は世界の特許出願の約 85%を占めており、その合意が及ぼす事実上の波及効果は極めて大きい。¹⁶¹⁷¹

7. 今後の予測と実務への影響

(1) 新作業部会のアウツプット見通し（時間軸）

新作業部会から最初に出てくるのは、法的拘束力ある調和基準ではなく、**拘束力のない比較資料・共通理解文書**になる可能性が高い。審査基準の本格的な調和や相互利用の拡大は、各国の国内法改正・運用変更を伴うため、年単位の時間を要すると見込まれる。¹

(2) AI 進化と行政合意のギャップ

生成 AI・AI エージェントの進化速度に対し、五庁の合意形成は年単位である。発明者性・特許適格性の国際調和は、当面「自然人限定の維持＋運用の部分的すり合わせ」にとどまる見込みで、抜本的な AI 発明保護の国際調和は短中期的には期待しにくい。

(3) 日本企業・知財実務への具体的影響

- AI 支援発明の出願では、各クレームについて自然人が conception（着想）にどう寄与したかを社内で文書化する運用を標準化する（USPTO 改訂ガイダンス・各庁の自然人限定方針への対応）。
- CNIPA 向け出願では、2026 年 1 月施行の厳格化に対応し、AI モデルの構成・学習手順・パラメータ・入出力の技術的關係を明細書に十分記載する。
- PPH を積極活用する。IP5 PPH は 2029 年まで延長確定で手続が安定しており、第一庁での許可可能クレーム取得後に後続庁で早期審査を取りに行く戦略を標準化する。
- GAIA-Index 等の AI 分類・機械付与の進展を、先行技術調査（FTO）の精度・コスト評価に織り込む。

(4) 判断を変える閾値（ベンチマーク）

新作業部会が「共通審査ガイドライン」または「相互利用の拡大（PPH 要件緩和・審査結果の自動参照）」を公表した場合は、グローバル権利化フローの前倒し再設計を検討する。いずれかの庁が発明者性・適格性で立法的变化（AI 生成発明の保護新設等）に踏み込んだ場合は、当該法域での出願・営業秘密の選択戦略を再検討すべきである。

8. 留意事項（Caveats）

本レポートには次の留保が伴う。第一に、**合意のソフトさ**。今回の成果は方向性合意と枠組み効率化が中心であり、独立した拘束力ある共同声明はない。新作業部会の名称・所掌・時間軸は未公表で、関連する予測は確定情報ではない。第二に、**ユーザ提言の扱い**。ユーザ側の共通提言・ビジョン改訂提案は、本調査時点で公式発表・JIPA 公式報告との照合が十分には取れていない。個人ブログ等の二次情報は誇張・不正確の可能性があり、一次情報（経産省/JPO）を優先して確認すべきである。¹¹⁵

参考文献

（「（一次情報）」と付したものは各庁・政府の公式発表。その他は専門事務所・学術誌等の二次情報。）

1. 経済産業省／特許庁「AI 分野を中心とした新たな五庁協力について合意しましたー第 19 回日米欧中韓五大特許庁長官会合の結果についてー」（2026 年 6 月 15 日）（一次情報）
<https://www.meti.go.jp/press/2026/06/20260615002/20260615002.html>
2. METI/JPO “IP5 Agree on New AI-Focused Cooperation” (June 15, 2026)（英語版プレスリリース）

- (一次情報) https://www.meti.go.jp/english/press/2026/0615_001.html
3. Five IP Offices (fiveIPOffices.org) 「19th IP5 Heads of Office meeting」 (IP5 公式・概要) (一次情報) <https://www.fiveipoffices.org/news/20260429-0>
 4. 特許庁「自動生成・自動付与型検索インデックス『GAIA-Index』」 (一次情報) https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/bunrui/fi/gaia_index.html
 5. 特許庁「AI 関連技術に関する特許審査の事例について」 (審査ハンドブック附属書 B 関連) (一次情報) https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html
 6. USPTO “Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions” (連邦官報、2025 年 11 月 28 日) (一次情報) <https://www.federalregister.gov/documents/2025/11/28/2025-21457/revised-inventorship-guidance-for-ai-assisted-inventions>
 7. Oxford Academic, JIPLP “Revised USPTO guidance on inventorship for AI-assisted inventions: a pro-innovation pivot away from Pannu factors” <https://academic.oup.com/jiplp/advance-article/doi/10.1093/jiplp/jpag021/8528856>
 8. DLA Piper “China Releases Guidelines for AI-Related Invention Patent Applications” (CNIPA 2024 年 12 月ガイドライン解説) <https://www.dlapiper.com/en/insights/publications/2025/02/china-releases-guidelines-for-ai-related-invention-patent-applications>
 9. Mathys & Squire LLP “China Raises the Bar for AI Patents: What Changes from 1 January 2026” (CNIPA 2026 年 1 月施行改正解説) <https://www.mathys-squire.com/insights-and-events/news/china-raises-the-bar-for-ai-patents-what-changes-from-1-january-2026/>
 10. dp-patentlaw blog 「J 8/20 & J 9/20 – Inventor has to be a person with legal capacity」 (EPO 拡大審判部 DABUS 事件解説) <https://dp-patentlaw.blogspot.com/2021/12/j-820-j-920-inventor-has-to-be-person.html>
 11. Kim & Chang 「High Court Reaffirms Artificial Intelligence (AI) Cannot Be an Inventor in Korea」 (韓国 DABUS 事件) https://www.ip.kimchang.com/en/insights/detail.kc?sch_section=4&idx=29908
 12. Kim & Chang 「The Korean Intellectual Property Office Elevated to Full Ministry Status」 (KIPO→MOIP 昇格) https://www.ip.kimchang.com/en/insights/detail.kc?sch_section=4&idx=33155
 13. Lexology “Goodbye KIPO, Hello MOIP: Korea Establishes Ministry of Intellectual Property” <https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=d767c6d0-edd4-4662-86b5-12cd2b7c07fb>
 14. Five IP Offices 「Global Dossier Task Force (GDTF)」 (一次情報) <https://www.fiveipoffices.org/industry-consultation/GDTF>
 15. 一般社団法人 日本知的財産協会 (JIPA) 「五庁(IP5)長官・ユーザ会議への参加」 (一次情報) https://www.jipa.or.jp/activity-report/220608_ip5
 16. CNIPA 「The 18th IP5 Heads of Office Meeting Held in Tianjin」 (第 18 回・2025 年) (一次情報)

報) https://english.cnipa.gov.cn/art/2025/6/5/art_1340_199989.html

17. Five IP Offices 「16th IP5 Heads of Office meeting」 (第 16 回・2023 年、新ビジョンステートメント) (一次情報) <https://fiveipoffices.org/20220609>